⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

㈠　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㈡　桁下空間高さが30ｍ以上で橋長が150m以上の橋梁工事（下部工及び上部工）であること。

上記㈠、㈡は同一工事であること。ただし、㈡の下部工と上部工は別工事でもよい。なお、橋梁形式は問わない。

また、異工種建設共同企業体にあっては、橋梁上部工事を担当する構成員は上記㈠及び㈡の要件のうち上部工の施工実績を有し、一般土木工事を担当する構成員は上記㈠及び㈡の要件のうち下部工の施工実績を有すること。なお、上記㈠、㈡は同一工事であること。ただし、㈡の下部工と上部工は別工事でもよい。また、橋梁形式は問わない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員全体で上記㈠、㈡の施工実績を有していればよい。なお、上記㈠、㈡は同一工事であること。ただし、㈡の下部工と上部工は別工事でもよい。また、橋梁形式は問わない。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

⑵　本工事に係る技術（設計・施工）提案が適正であること。なお、技術提案書の提出にあたっては、特記仕様書に掲げた基本性能を有する設計・施工提案の立案を行い技術（設計・施工）提案書を提出すること。

⑶　実施設計にあたって、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。

①　技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②　技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

③　技術士（建設部門）で平成13年以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には７年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。

④　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⑤　工学博士

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㈠、㈡の要件を満たす同種工事に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、上部工と下部工に分けて別々の配置予定技術者を申請する場合にあっては、橋梁上部工事を担当する配置予定技術者は上記㈠及び㈡の要件のうち上部工の工事経験を有し、一般土木工事を担当する配置予定技術者は上記㈠及び㈡の要件のうち下部工の工事経験を有すること。

橋梁上部工事及び一般土木工事それぞれに複数の配置予定技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有すること。

⑴⑤㈠、㈡は同一工事であること。ただし、㈡の下部工と上部工は別工事でもよい。なお、橋梁形式は問わない。

経常建設共同企業体又は異工種建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係わる経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」をもって入札し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者（ただし、⑵⑤の「現場施工期間日数の短縮」については入札参加予定者）のうち、下記㈠のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。

㈠　技術提案の項目として「現場施工期間日数の短縮」、「周辺住民の生活環境への負荷の軽減に配慮した施工計画の実現性」及び「維持管理を考慮した橋梁構造の提案・工夫」

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㈠の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㈠の技術提案の評価内容に応じて、それぞれ加算点を算出し与える。

⑤　②㈠の「現場施工期間日数の短縮」については本工事に伴う、現場施工日数短縮に対して加算点を与える。なお、本工事における現場施工日数920日（雨休率を含む）を最低限の要求条件とし、この日数を超える提案又は未提出の場合は欠格とする。入札参加予定者のうち、提案された短縮日数が最大の者に30点の加算点を与える。それ以外の提案者については、短縮日数に応じ按分して加算点を与える。

②㈠の「周辺住民の生活環境への負荷の軽減に配慮した施工計画の実現性」及び「維持管理を考慮した橋梁構造の提案・工夫」については、技術提案の内容に応じて優（10点）、良（５点）、可（１点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は不適切である場合は欠格とする。